

沖縄県最低賃金の決定（改正決定）に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取
に関する公示

沖縄労働局一般公示 7－52号

沖縄地方最低賃金審議会は、沖縄県最低賃金の決定（改正決定）について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、沖縄県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとする者は、その意見を記載した文書を令和7年7月15日（火）17時までに、沖縄地方最低賃金審議会（事務局：那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階 沖縄労働局労働基準部賃金室）あて提出されたい。

令和7年7月1日

沖縄労働局長 柴田 栄二郎

